

## 聖籠町告示第18号

聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

### 聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、照明器具に関する技術の進歩に伴い、将来において予測される白熱電灯及び蛍光灯を使用した防犯灯不足に対応するために、LEDを使用した防犯灯への切替えを促進するとともに、環境への負荷を軽減し、もって、町内の夜間における犯罪を防止し、通行の安全を確保するため、行政区がLED防犯灯を設置し、又はLED以外の防犯灯からLED防犯灯へ交換する経費に対し、試行的に予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 防犯灯とは、行政区が設置し維持管理する街灯をいう。
- (2) LED防犯灯とは、前号に規定する街灯であって、発光ダイオードを光源とし、従来型の街灯に比べて光源が長寿命かつ省電力である街灯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、行政区の区長とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、行政区が聖籠町電設組合加盟業者（以下「組合加盟業者」という。）に発注し、LED防犯灯の新設又はLED以外の防犯灯からLED防犯灯へ交換する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、1基につき20,000円を上限とする。

2 前項の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、工事を着工する前に、事前に聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付事前協議書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の書類を審査し、総合的に判断して申請者に対して速やかに審査の結果を内示しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、事業が完了したときは、聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 工事前・工事後の写真

(4) 工事場所位置図

(5) 前各号に掲げるもののほか、新設の場合には防犯灯台帳(別記様式第3号)

2 組合加盟業者は、事業が完了したときは、申請者に代わって前項の手続きを行うことができる。この場合において、組合加盟業者は、申請者からの委任状(別記様式第4号)を併せて提出しなければならない。

(交付決定通知等)

第8条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付(不交付)決定通知書兼額確定通知書(別記様式第5号)により申請者又は組合加盟業者に通知す

るものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた申請者又は組合加盟業者は、速やかに聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金交付請求書(別記様式第6号)を町長に提出し、補助金を受けるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 町長は、毎年度、この補助金の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。